

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（第2回）議事要旨

1. 日 時：令和元年5月30日（木）10:00～12:30

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館8階 特別中会議室

3. 出席者：

（構成員（敬称略））

相原佳子、明石伸子、奥山眞紀子、柿野成美、門田光司、清永奈穂、久保田圭祐、古賀正義、鈴木みゆき、土肥潤也、福田里香、藤川大祐、門馬優、山縣文治、山本和代

（ヒアリング対応府省）

全ての子供・若者の健やかな育成

（1）自己形成のための支援

日常生活能力の習得

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

金柿正志 警察庁生活安全局少年課理事官

学力の向上

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

田村卓也 総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室長

杉田育子 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課 課長補佐

大学教育等の充実

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

（2）子供・若者の健康と安心安全の確保

健康教育の推進と健康の確保・増進等

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

小林秀幸 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

子供・若者に関する相談体制の充実

北風幸一 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（青少年支援担当）

小林秀幸 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

廣石孝 文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐

金柿正志 警察庁生活安全局少年課理事官

大橋光典 法務省人権擁護局調査救済課長

被害防止のための教育

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

近藤亮太 警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官
丸山直紀 警察庁交通局交通企画課交通安全企画官

(事務局)

小野田壮政策統括官、福田正信大臣官房審議官、北風幸一参事官(青少年企画・青少年支援担当)、谷口哲也調査官(青少年企画・青少年支援担当)

4. 概要

古賀座長

それでは、皆さんお集まりということで、ただいまより「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」第2回の会議を始めさせていただきます。

構成員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。また、今日はヒアリングで各省庁からも関係の皆様にお集まりいただいております。よろしくお願いたします。

では、議事に入る前に、前回の会議に欠席されておりました相原構成員と藤川構成員がお見えですので、一言ずつ簡単に御挨拶をいただければ幸いに思います。

相原構成員

相原と申します。第一東京弁護士会に所属しております弁護士です。

今日は、明石構成員とか奥山構成員、座長始め、従前御一緒させていただいた顔を拝見いたしまして、何年たっているかなと申し上げたところでございます。

私は、弁護士になる前、40年ぐらい前の話ですけれども、女子少年院の教官を5年ぐらいしておまして、その後、弁護士になってから付添人をかなり担当いたしました。現在は、子どもに関しましては、都内のある区の子どもの権利擁護委員、多摩少年院の視察委員、児童養護施設第三者委員等々として、子どもに関わる委員を引き受けさせていただいており、その際に子どもたちと会うという機会があります。

ただ、弁護士でございまして、研究者、学者の先生方と違って、一つの専門を究めているわけではございません。網羅的に幅広く御相談に乗っている状況です。

あと、家事事件をたくさんやっております。現在、離婚事件が結構増えている中で一番問題になっているのは子どもの親権、面会交流、養育費の問題などです。そういう日々の実務的な取り組みの観点から、発言させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

藤川構成員

皆様、おはようございます。藤川と申します。私は千葉大学の教育学部の教授でございまして、教育方法学という領域が専門です。

青少年のインターネット環境整備にずっと関わっており、今も内閣府の関連する会議に出ておりますことから、お声かけいただいたものと理解しております。もちろん、そうしたインターネット関係のことについても取り組んでおりますし、私は今、附属中学校長と副学部長を兼務しております、教員養成教育の課題とか学校現場の課題にも関わっておりますし、いじめ問題の対応については、2013年にいじめ防止対策推進法ができたときの文部科学省の国の方針をつくる会議の委員を務めさせていただくなど、いろいろとやらせていただいております、今も重大事態の対応等をやらせていただいておりますので、教育に関わってきた立場としてできることをやらせていただきたいと思いますと思っております。

なお、前は出席できなかったのですが、どうしても校長という立場ですとなかなか学校を離れにくいということもございまして、今後ももしかしたらお休みすることもあるかもしれませんが、御迷惑をおかけするとなしたら申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

(1) 自己形成のための支援

日常生活能力の習得、学力の向上、大学教育等の充実について、大綱の記載や関係データを事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

日常生活能力の習得(資料2)

○文部科学省

資料2を1枚めくっていただいたところが、文科省の当該項目についてのシートでございます。日常生活能力の習得につきましては、先ほど資料1にもございましたように、多岐にわたっておりますので、それぞれ簡単に御説明いたします。

まず、主な取組でございます。基本的な生活習慣の形成、規範意識等の育成、そして体験活動の推進につきましても、最初のまとまりで書いてございます。

まず、学校教育におきまして、学習指導要領に基づき、道徳や特別活動等を始め学校の教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成や規範意識、倫理観を育むための指導を行っております。また、食育につきましても、平成28年に策定されました「第3次食育推進基本計画」に基づき、栄養教諭の配置促進等を実施しているところでございます。

加えまして、平成18年度からやっております「早寝早起き朝ごはん」の国民運動を引き続き推進してございます。

3つ目の ですが、体験活動の推進ということで、調査研究やフォーラム、そして企

業の教育CSRのシンポジウム等の開催を行っております。

続きまして、読書活動の推進につきましては、平成30年に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されておりました、当該計画に基づいて読書活動の推進をしているところでございます。

その中で、2つ目の ですけども、学校図書館につきましては平成28年に策定されました「学校図書館ガイドライン」を周知いたしまして、ガイドラインを踏まえた学校図書館の利活用に係る調査研究を実施してございます。また、学校図書館の資料整備、人的な学校司書の配置等につきましては、平成29年度から5カ年を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしまして、地方財政措置を講ずることとしてございます。

次に、体力の向上に関してですけども、こちらも指導要領に基づいて実施しております。特に指導要領の改訂を平成29年、30年に行っておりますけれども、新しい学習指導要領におきましては、特に小学校におきまして、運動が苦手な児童や意欲的でない児童への指導を配慮するよう、内容を改善したところでございます。

加えまして、部活動のガイドライン策定や子供の運動習慣アップ支援事業の推進を行っております。

最後に、生涯学習への対応ですけども、大学等におけるリカレント教育の推進や、民間教育事業者の検定試験の質の確保や向上等の取組を進めております。

(2)の自己評価で、データを示せるものを中心にお示ししております。まず、食育とか「早寝早起き朝ごはん」の関係です。朝食を毎日食べている児童の割合は、長期的には改善をしていたのですけれども、直近ですと、小6、中3ともに毎日食べている児童の割合が少し減ってしまっているということがございます。

読書の関係ですけども、不読率、1カ月に1冊も本を読まない子供の割合は、中長期的には改善傾向ですが、高校生の不読率が依然として高い傾向にございます。

また、体力の関係でもデータをお示ししておりますけれども、全体として体力については向上傾向でございます。

2ページに参りまして、生涯学習の関係のデータをお示ししておりますが、(3)の今後の方向性のところでございます。話がいろいろな項目にまたがって恐縮ですけども、先ほどの朝食の話もございましたが、食育につきまして、こちらは食を取り巻く環境、家族を取り巻く環境、ネット環境等も関係してくると思いますが、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があるということで、学校を核としつつ家庭を巻き込んだ取組を推進しているところでございます。

また、3つ目の は読書の関係ですけども、高校生の不読率が高いということをお示し踏まえまして、中学までを含めた発達段階ごとの効果的な取組とか、高校生については、例えばビブリオバトルなど、読書への関心を高める取組を進めているところでございます。

次の は体力の関係ですけれども、向上傾向ではございますが、引き続き学校内外の子供の体力向上に向けた総合的な施策を推進してまいります。

最後は、生涯学習の関係につきましても、引き続き推進をしてまいりたいと考えております。

警察庁

警察庁の説明関係箇所は、大綱の日常生活能力の習得のうち、規範意識等の育成の関係についてでございます。内容につきましては、(1)からシートに沿って概要を説明させていただきます。

警察では、小・中・高等学校を中心といたしまして、学校や少年警察ボランティアと連携して非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催させていただいているところでございます。開催に当たりましては、近年特有の振り込め詐欺や、昨今、大麻事犯で検挙される少年が増加傾向にあるという情勢を踏まえまして、DVDやチラシなどの広報啓発物を効果的に活用しながら、振り込め詐欺の受け子などへの加担の防止や、大麻乱用防止の啓発を強化しているところでございます。

また、中・高生を対象とし、犯罪被害者の方々に講演者となっていただき、学校の生徒の皆さんに直接語りかけていただく「命の大切さを学ぶ教室」を開催させていただいておりますとともに、大学生を対象とした犯罪被害者支援に関する講義も実施させていただいているところでございます。

次に、取組の進捗に係る自己評価についてですが、非行防止教室につきましては、こちらに記載させていただいているとおり、平成28年度は3万9553回、29年度は4万506回開催しておりまして、この中では適宜薬物乱用防止教室も実施しているところでございます。

「命の大切さを学ぶ教室」につきましては、28年度は1,174回開催し、延べ33万9267人に、29年度は延べ32万819人に、それぞれ受講していただいているところでございます。

大学生を対象とした講義につきましては、平成28年度は130回実施、延べ1万8852人が受講、29年度は140回実施しているところでございます。

なお、平成30年度分につきましては、現在集計中でございます。

最後に、(3)現在の課題と今後の方向性について述べさせていただきます。記載のとおりでございますが、現在の課題、方向性については、刑法犯少年の検挙人員及び人口比当たりの数値はともに戦後最少を更新しているという状況にはあるのですけれども、冒頭に申し上げさせていただきましたとおり、振り込め詐欺や大麻事犯で検挙される少年が増加傾向にあるほか、刑法犯少年全体に占める再犯者率の割合は依然3割を超えている実態や、成人犯罪に比べて刑法犯の犯罪で検挙される少年の共犯率は大人の2倍という状況がございますので、警察といたしましては、学校などと連携させていただきまして、昨今の少年犯罪情勢を踏まえた非行防止教室を開催するとともに、犯罪被害

者の方々の協力を仰ぎながら、犯罪被害者等への配慮、協力に関する意識の涵養の重要性というものを鑑み、「命の大切さを学ぶ教室」の開催や大学生を対象とした講義などの充実にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

学力の向上（資料3）

文部科学省

まず、取組でございます。今般、学習指導要領を改訂したところであり、その円滑かつ着実な実施に向けまして、全国学力・学習状況調査による子供の学力の把握・分析、指導改善等への活用や、学校指導・運営体制の強化・充実等により、指導環境を整備しているところでございます。

また、学校教育の情報化を推進するということで、情報活用能力を育むカリキュラム・マネジメント事例の創出やプログラミング教育に関する指導事例の創出等々を実施しているところでございます。

また、関連いたしまして統合型校務支援システム導入促進を行っておりまして、校務の情報化による効率化や効果的な指導に役立てたいということでございます。

（2）の自己評価でございますが、例えば全国学力・学習状況調査のデータをお示ししておりますけれども、授業の理解度につきまして、小6、中3の国語、算数、数学、ともに「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した率が向上しているということがございます。

また、OECDのPISA2015でございますけれども、国際的な位置付けといたしましても、我が国は引き続き上位グループに位置しているところでございます。

また、情報教育の関係ですけれども、下から2つ目の ですが、教員の情報モラルなどを指導する能力につきまして、「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合が増加しているところでございます。

（3）の課題と今後の方向性でございますけれども、先ほど申し上げました新しい学習指導要領、小学校では令和2年度、中学校では3年度、高等学校では4年度から実施されるということでございまして、これらの着実な実施に向け引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

特に新学習指導要領で推進しております主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングの視点からの授業の改善に向けて、さまざまな取組を実施していきたいと考えております。

総務省

大綱策定から現在までの主な取組でございます。最初の学校教育の情報化の推進に関しましては、平成29年度から今年度までの3カ年にかけて、文部科学省との連携事

業である「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」を実施しているところでございます。

この事業は、教職員が利用する校務系システムと、児童生徒が利用する授業・学習系システム、この両システムを安全かつ効果的・効率的に、データ活用による教育の質の向上とか業務の効率化等を図るための情報連携方法について実証し、スマートスクール・プラットフォームとして標準化していくという事業でございます。

次に、多様な価値観に触れる機会の確保等に関しまして、平成26年度から28年度までの3カ年で、文部科学省との連携事業である「先導的教育システム実証事業」を実施いたしました。この事業は、端末やOSを選ばず、学校・家庭等をシームレスにつなぐとともに、多種多様なコンテンツを利用可能で、低コストの教育クラウド・プラットフォームを実証して、成果物として教育クラウド・プラットフォーム構築の際の参考技術仕様及び教育現場のクラウド活用の成果事例や導入手順等をまとめたガイドブックを作成、公開したところでございます。

続きまして、取組の進捗に係る自己評価でございます。先ほどのスマートスクール・プラットフォームでございますけれども、アウトカム指標として、スマートスクール・プラットフォームの利用可能な学校の割合を100%とさせていただいておりますけれども、現在実証中で、標準仕様を策定しているところでございますので、効果のほうは発現していないところでございます。また、標準仕様の実績でございますけれども、平成30年度に素案を策定いたしまして、最終年度の今年度に完成版を作成する予定でございます。

また、多様な価値観に触れる機会の確保等に関しまして、先ほどの「先導的教育システム実証事業」のアウトカム指標といたしましては、事業成果である技術仕様に準拠した教育クラウド・プラットフォームの利用の学校数を100校としております。最終年度の実績といたしましては、89校でございます。

アウトプット指標としては、先ほどの教育クラウド・プラットフォーム技術仕様の作成としており、最終年度は1件作成したところでございます。また、ガイドブックにつきましても1件作成いたしました。

現在の課題と今後の方向性でございます。学校教育の情報化の推進につきましては、これまでの2カ年の事業の結果を踏まえまして、標準仕様の素案を作成したところでございまして、最終年度である今年度に引き続き実証事業を実施するとともに、標準仕様を策定することとしております。その後、全国の学校現場への普及に努めてまいりたいと考えております。

多様な価値観に触れる機会の確保等につきましては、先ほどの「先導的教育システム実証事業」は、平成26年度から28年度までの3カ年事業でございます。既に終了しております。

大学教育等の充実（資料4）

文部科学省

大学教育の充実といたしまして、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、高大接続改革、ギャップイヤー等も活用した長期学外学修プログラム、卒業時における質保証など、新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援しているところでございます。

また、制度的にも、平成29年に関係省令を改正いたしまして、「卒業認定・学位授与の方針」いわゆるディプロマ・ポリシー、そしてカリキュラム・ポリシー、入学者受け入れのアドミッション・ポリシーの一体的な策定・公表の制度を義務化したところでございます。

また、専修学校教育につきましても、実践的な職業教育の質の確保に取り組む専修学校の専門課程の認定等の取組を実施しているところでございます。

(2) 自己評価でございますが、先ほど申し上げましたさまざまな取組の支援もございまして、大学における教育改革状況調査によりますと、教育内容・方法の改善が着実に進展していると考えております。データを幾つかお示ししております。

また、先ほど申し上げました3つのポリシーにつきましても、増加と書いておりますけれども、100%の大学で策定をさせていただいているところでございます。

専門学校の関係では、職業実践専門課程の認定数、そしてキャリア形成促進プログラムの認定数が、お示ししているような状況でございます。

現在の課題と今後の方向性でございますけれども、教育内容・方法の改善につきましては、引き続き先進事例を全国に展開し、大学教育の質の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」という中央教育審議会の答申をいただいておりますけれども、それを踏まえまして、学修者本位の教育への転換を促進するため、教学マネジメントに係る指針や情報公開の促進について検討を行っております、その結果の周知・普及を図っていきたいと考えております。

2) 意見交換

門田構成員

特に朝食に関することですが、御存じかもしれませんが、低経済層家庭の多い地域においては、保護者がいろいろな就労等もあるかもしれませんが、お昼まで寝ていて、子供が一人で起きて学校に来て、朝食をとってこないという子供さんが結構いらっしゃるわけです。確かに、家庭を巻き込んだ取組は必要なのですが、子供の貧困との関係から考えていったときに、朝食をとってこないということで、授業に集中ができない、いらいらする、その課題があります。

その中で、最近の小中学校において朝食を支給するという動きが出てきているかと思うのです。私のいる福岡でもそうなのですが、例えばソーシャルワーカーがフードバンクとコープと連携して、週2回、朝食を提供する、そういう配置校を増やしていく必要があるということが流れとしてあります。これは全国的にも幾つか起きてくると思います。

地域における子供食堂もそうなのでしょうけれども、そう考えたときに、各自治体とか各学校だけの取組も限界があるのかなと思いますので、今後、朝食支援というところの課題が広がっていくのかなと考えております。そういうところの取組について何らかのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

文部科学省

今、御指摘がありましたように、学校あるいは地域で子供食堂の朝食版のような形で提供している取組が行われていること、また、一部の自治体におきましては、それについて財政的な支援を行っていることと承知しております。

こちらについては、それぞれの御家庭の御事情、貧困との関わりがありますので、そういった学校等での提供は、御家庭での食習慣にもしっかりつながっていくような取組が重要と考えておまして、我々としても情報収集をしながらあり方を考えていきたいと思っております。

奥山構成員

文科省さんに、食育に関して、私も先ほどの御意見と同じことを伺おうかと思ったのですが、加えて、文科省さんというよりこれは厚労省さんなのかもしれないのですが、働き方の問題として共働きが増えているので、子供がいる家庭は例えば朝少し遅く出勤する制度など、働き方の上で何とかならないかと思っていることをお伝えしたいと思っております。

今回、道徳とか規範とかコミュニケーションのところは余りお話しいただけなかったのですが、警察庁さんの御報告を見ても、命が大切だとか道徳だと言っても、やはり「あなたが大切」というメッセージが最初ないと、それが入っていかないと思うのです。特に、子若法の最初に「児童の権利に関する条約の理念にのっとり」と書かれているわけで、子供の権利教育がまずあって、そして「あなたが大切」というメッセージがあって、初めてほかの方たちが大切、ほかの人の気持ちをどうしようという形になると思うので、文科省さんのご報告ではそういう中身が余り見えてこなかったもので、きっとやっていらっしゃると思っておりますので、実際に権利教育とか、「あなたが大切」というメッセージをどのようにお伝えいただいているのかを伺いたい。

そして、それと関連するのですが、部活のあり方に関する総合的なガイドラインを出されたということですが、部活というと体罰は大丈夫かというところが気になる

ところで、効果判定として体罰がどのくらいそれが減っていると見ておられるのかというのを伺いたい。

あと、読書といったとき、どういう定義なのかというのが気になっています。ネットでおろしてきて見るのも当然読書なのかなと思いますが、その辺をどう考えて統計をとっておられるのか、教えていただけたらと思います。

それから、警察の取組の薬物乱用とか振り込め詐欺防止のことは非常に重要だと思うのですが、取組の進捗に関する自己評価は、これだけやりましたというだけなのですか、実際に、例えば検挙された子供の中でどのくらいの率が受講されていたかとか、そういう効果判定のほうの努力がどのようになされているのかお聞きしたいと思います。例えば、捕まるお子さんたちはこういう講義を真面目に聞いていない可能性もありますね。そうすると講義の中で、友達がやりそうになったらどう止めるかとか、そういう講義も必要かなと思うのですが、その辺をどのようになさっているかということをお伺いしたいと思います。

古賀座長

多岐にわたるのですが、多岐にわたるのですが、「権利教育」という一つ大きな柱があると思いますので、その中で他者性とか自己意識といったものが各省庁でどう取り組まれているか。具体的には文科省に読書の定義と意義、それから体罰の増減の評価、警察庁のほうには効果測定ということですが、育て直し等を含めた効果の上がる作業になっているかというご質問ですが、いかがでしょうか。

文部科学省

読書の関係につきまして、いわゆる電子書籍も含めてかということですが、この不読率の調査の定義についてはちょっと確認させていただきますけれども、今日の資料2の中にも読書活動の計画についての資料をつけております。この中で、情報環境の変化が子供の読書活動に与える影響に関する実態把握・分析をしましょうという話がございます。電子書籍をどのくらい読んでいるか、電子書籍を読んでいる子が紙の本をどのくらい読んでいるかといった調査を昨年度行っておりまして、取りまとめているところでございます。

また、道徳について御質問をいただいたのかと思っております。平成27年3月に学習指導要領等を一部改正しまして、道徳の教科化を行ったところでございます。道徳の教科化につきましては、発達の段階に応じて、答えが1つでない道徳的な課題、こういうところに一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合い、考え、議論する道徳への転換を図るものでございまして、文部科学省といたしましては、各学校の創意工夫を生かした授業づくりによって、道徳教育の質的転換が図れるように取り組んでいるところでございます。

古賀座長

ちょっと関連してはすけれども、コミュニケーション能力というお話もさっき出たのですが、それについてはどんなお考えなのですかね。

文部科学省

平成29年3月に小中学校の学習指導要領を改訂しており、新しい学習指導要領の着実な実施を行い、いわゆるコミュニケーション能力も含め、適切に育成を図っていきたいと考えております。

奥山構成員

道徳教育の基盤としての権利教育についてもお願いします。

古賀座長

今も言ったのですが、権利教育とかコミュニケーション能力とか、道徳のベースになるようなものの育成ということがどのくらい図れているのかということかと思えます。

文部科学省

手元に資料がございません。

警察庁

「命の大切さを学ぶ教室」の関係でございますが、講演していただく方によって違いますけれども、例えば、人の命の大切さ、そして自分のことも、友達のこともしっかり、一生懸命生きてほしいとか、被害者になったら残された遺族はどういう気持ちになるのか、犯人になった場合に自分の家族はどういう立場に立ってしまうのか、このようなことをテーマとして話していただいております。

犯罪被害者白書に作文コンクールの開催結果を掲載させていただいておりますが、「たった一つの命」というテーマで受賞した作品の冒頭は、「私の命は一つしかありません、それは世界中の人々も同じです。」で始まっています。ただいま紹介させていただいたのは「命の大切さを学ぶ教室」を受講した愛媛県の中学生の作文ですが、この作文からも、「命の大切さを学ぶ教室」では、「あなたが大事」ということも感じていただけるようなテーマで講演をしていただいていることが、おわかりいただけるのかと思えます。

奥山構成員

すみません。私の聞き方がまずかったのかもしれない。お答えは評価し、非行防止教

育はとても重要だと思うのですが、この効果判定に関してどのようにされているのでしょうか？ 幾つやりましたということではなく、どのくらいそれが本当に必要な子供たちに伝わっているのかという意味です。例えば効果判定としては、検挙した子供がどのくらい受講していたというのが必要だろうと思うし、そういう子供たちは授業を聞いていない可能性があるので、友達が気づいたときにどうとめるかということも講義の中に入っていますかということを知りたいのです。

警察庁

例えば、最近でございますと、振り込め詐欺の関係で、受け子になる少年・少女が増えてきているわけでございますが、当然、これはどういう経緯で受け子に誘われてしまったのかということを知りたいと調べてまいりますと、やはり知人、それこそ中学のつながりであったり、高校であったり、バイトであったり、そういったところの先輩・後輩のつながりから紹介されたり、つき合い上やむなしというようなことが多々あるということございまして、そういった内容を踏まえた、そういう甘い誘い、手軽に割高なバイトがあるよみたいな誘いで巻き込まれる可能性が多いということを知りたいのです。

奥山構成員

それは了解しているのですが、そうやって誘われている子がいて、それに気づいた友達がどう止めますかという内容が入っているのかを知りたい。

警察庁

端的に申し上げますと、入っております。こういったことに友達を誘ってもいけないし、友達が自分を誘ってきても巻き込まれないようにすると同時に止めてあげないといけないということを紹介しているところでございます。

久保田構成員

先に感想を述べさせていただいて、最後にお伺いというか、問いかけをさせていただければと思います。

基本的な生活習慣の形成に関しては、近年、子供食堂であったり、民間でも、例えば孤食を少なくしていこうという取組もありますので、そういった取組を生かしながらこれからはやっていただければと思います。

あとは、生涯学習への対応で、学び直しというところも大事な事だと思っております。夜間中学という段階もあれば、例えば社会人向けの大学院等もあります。これから働き方や生き方も多様化していく中で、さまざまなレベルでの学び直しの機会も、ますます大事になってくるのかなと思っております。

最後に問いかけですが、子供の再犯率が大人の2倍ということですが、

これは何ですか。

警察庁

再犯率ではなく共犯率が2倍ということですが、検挙した結果、こういう数字が出てきているわけです。単独犯というよりは、先ほど振り込め詐欺の話でも申し上げましたが、知人とかそういったつながりの中で安易にやっていく少年も多いのではないかと。実際、初発型犯行と呼ばれている窃盗の中にも、万引きとかの関係につきましてはこういった手軽に物取りという形で、犯罪に手を染めてしまう子供たちもいるのが現状でございますので、先ほど奥山先生から御指摘がありましたとおり、共犯率が高いということ踏まえた非行防止教室というのを警察のほうでは実施させていただいているところでございます。

相原構成員

2点意見を申し上げ、また質問をさせていただければと思います。

今、再犯率のことをおっしゃったのですが、大前提として、少年事件は非常に減っているということだけは最初にきちっと申し上げておきたいです。そこを踏まえないで、大人の2倍ということだけがひとり歩きするのは絶対におかしい話です。前提として、そのところは理解していただきたい。

それから、殺人事件というのは家族関係において事件が起きるとというのが一番多いのです。今回、非常に痛ましい事件がありましたけれども、全体として日本の中では家庭内における、妻へのDVとか、両親と子ども間とか、祖父母と孫の間など、とにかく家庭内において、何か爆発するということが大半です。その大前提を踏まえた上で事件数の問題は御紹介いただきたいと思いました。それが1点です。

2点目が、今回、基本的な生活習慣の形成のところですが、規範意識等の養成が重要であることはそのとおりです。これは私も、先ほど申し上げましたように女子少年院の教官をしていましたし、今も少年院の子との面接で、それこそ振り込め詐欺をやった子どもたちから毎回聞いたりしていますので、規範意識の養成は非常に重要だと思っています。

一方で、規範意識という中身が、本当に本人が自分で考えてきちっと判断できる力を養っているのかどうか。とにかく人の顔色を見て、空気を読んで、人の意向に応じて、走ってしまうというような不安定な要素をみんな持っているのではないかというのを日々感じます。規範意識の養成という一言であったとしても、それは中身をきちっと考えて取り組むべきだと思います。今回出てくるかどうかわからないのですけれども、校則にも問題がありますし、自分が守るべきことは何なのか、誰を大切にするのか。先ほど、奥山構成員がおっしゃったのですけれども、自分を大切にしてもらって、相手も大切にすると。だからこそ、守るべきことを守らなければいけないのだというのが規範だ

と思います。ルールだから守るというのではなく、人が嫌なことをしていたりしたら、それは止めなければいけないのだとか、そういう意識の醸成というものが基本になく、上っ面だけで規範と言っている可能性がないのかなと、相談等の中で感じたりしております。

最後に質問を。読書につきまして伺います。私も人のことを言えないのですが、電車などに乗ると大体みんなスマホをじっと見ている、時々おじさん、おばさんの世代が文庫本を読んでいらっしゃるぐらいで、ほとんどがスマホですね。だから、あの読書の時間帯というのがなかなか理解しづらいのです。質問ではなくなってしまうかもしれませんが、先ほど文科省もおっしゃっていたので、把握していただきたいと思います。もしスマホを見ているのもeブックなどで本当に中身をちゃんと読んでいるのであれば、それはそれで意味があることだと思います。今は、スマホなどでも、いろいろな海外からの論文だとか、そういう本が読めるようになっているのなら、それにこしたことはないと思いますが、スマホなどの電子媒体によって情報を得ることについては、今後把握しておくべき事項かと思いました。

明石構成員

全体的に感じるのですが、世の中の環境は急速に変化しているので昔の基準ではかれないことが起きていますし、将来的にもそうした事が頻発する可能性が高くなっているのが今の状況ではないでしょうか。

そのような中で、バイトテロのようなものや、安易に薬物に手を出してしまえるような環境など、「規範」のハードルがとても低くなっていることに加え、情報時代によって拡散されることとで、重大な事態を招くことになるにも拘わらず、そうした認識が少ない人が多い。それは子供だけに限らず周囲の大人も含め、そうなのかもしれないと思います。

さらに、規範意識そのものも、やってはいけないこととやっても大丈夫なことの境目が非常にファジーになってきていて、そこに対して軽い気持ちで犯罪に結びついてしまうような場合があるのではないのでしょうか。

読書に関しても、一般には本を読むということだったのかもしれませんが、アニメや漫画であっても関心を持って読めば知力を高めることになったり、情操教育につながるようなものであるでしょう。それは読書効果と認定することができるのではないかなと思います。

先程のご報告を聞いていても、どうしても今の評価は、少し昔の基準で行われているように思えます。将来はどういうふうに環境が変わっていくのだろうか、という予測を踏まえて、将来に向けての対策が必要なのではないでしょうか。そうでないと、いつまでたっても後手後手の対応になってしまいます。前回の会議のときにもそのように感じていて、懸念しています。

これからまず対策を含めて検討いただくときに、新しい「規範」や「基準」を含め、幅の広い視点を持った取組が全体的に必要なのではないかという印象を持ちました。

清永構成員

被害者にも加害者にもならない教育というようなことで、こちらの非行防止というのが最初に出てきましたけれども、先ほど奥山先生もおっしゃった、あなたが大事ということ教えるには、実は就学前からの教育が必要だと私は思います。

つまり、就学前から、例えば15歳までを目標として、系統的な安全教育のカリキュラムを作る必要がある。何年生は万引き、何年生は薬物、何年生は連れ去りといったような、今はばらばらで学年ごとにとりあえず当てはめていますけれども、これらの教育を通してどんな人間に育てたいかという体系的な内容がなければ、行き当たりばったりの対処的な内容になってしまって、つまり、あなたが大事である、そして私も大事であるといったようなことの基本の上に組み立てていく教育がなされず、被害も加害もこのまま続くということではないかと思いました。なので、まず、そういうカリキュラムが必要であるということが大事かなと思いました。

ではそのカリキュラムを、誰がどうやって教えるかというところですが、例えば非行防止の場合は、警察官の方がたくさん教えていらっしゃる。それに伴って、被害に遭われた方などが講演されるという内容だと思いますけれども、やはり学校教育の中でやるということであれば、警察官もその役割を担うのであれば、例えばこういった教育をする上での研修を受けるとか、そういったことをされるべきではないかと思いました。つまり、発達段階に沿った教育的な見地を入れながら加害者にならない教育を入れる工夫をしていく必要があると思います。

今、大変問題になっているアポ電強盗などでも、悪いとわかっているけれども、やってしまう、その心と行動の乖離というものをどう埋めるか、その工夫がもう一つ必要である。それにはこのプログラムの開発と、そもそものカリキュラムを文科省と警察庁と一緒に作っていく、その他省庁も一緒に作っていく必要があるのではないかと思います。まずそれが1点です。

もう一つ、質問ですが、情報モラル教育、後で藤川先生がお話しされると思うのですが、先生方は「わりにできる」「ややできる」と回答されていますけれども、子供たちへの評価、効果測定というのはされているのでしょうか。

文部科学省

情報モラルの関係でございます。今、委員の御質問ですけれども、そういった調査自体は現在やっているということはありません。

藤川構成員

回答をいただきたいことはあるのですが、意見として3点申し上げたいと思います。

1点目は、一部の高リスク群にターゲットを合わせるべきところが、平均のターゲットになっているケースが多いのではないかと。わかりやすいのは食の話だと思いますけれども、先ほど門田構成員がおっしゃったように、貧困の問題があって朝御飯が食べられない子というのは、それぞれ多数派とは違う背景を持っていると考えなければいけないはずなのです。それなのに平均値を想定して家庭との連携ということが打ち出されるとするのは、ターゲットがずれているのではないかとこのことを考えます。

あるいは、情報モラルの関係でも、先ほどの効果測定がないというお話は内閣府の別の会議ですと問題にしているのですが、文部科学省さんは一切やっていただけないということがもう3年ぐらい続いていまして、私はどうかと思っているのですけれども、情報モラルについても長時間利用するグループというのはやはりリスクが高いわけです。そういうグループのお子さんは家庭環境もしっかりしていなかったり、貧困だったり、虐待を受けていたり、いろいろなリスクがあるお子さんです。そういうお子さんに対して一般的な情報モラル教育だけでいいはずはないですね。

そういうように、ターゲットとしてリスクが高いお子さんたちを想定していかなければいけない課題が多いにもかかわらず、平均的なターゲットを想定して対応している例が非常に多いのではないかとこのことで、せっかく多くの人の知恵を集めて政策を遂行していこうという、こういった会議においてはまずいことだと思うのです。ぜひしっかりと、効果が上がる施策は何なのかということ、ターゲットがずれないようにして話し合っていくということが必要ではないでしょうか。

2点目です。これは奥山構成員ほか何人かの方がおっしゃっていましたが、道徳教育等に関わる課題として、多数派の空気を読む教育になりやすいのが道徳教育で、今回の学習指導要領改訂はその傾向に拍車をかけていると考えられます。私は本を一冊書いて証明しているので、詳しくはぜひ検討いただきたいのですが、懸念していることを端的に申しますと、例えば家族について親や祖父母を敬うということが学習指導要領で書かれているわけですが、児童虐待被害児などへの配慮はほばないわけです。

これはいろいろ議論になっているところですが、LGBT等への対応も学習指導要領に全く書かれていなくて、一部中学校教科書は配慮して対応していますけれども、学習指導要領のレベルでは異性を尊重するということが書かれていないわけです。つまり、多数派の論理で一般的な規範を学ばせようということをやっているのですが、多様な人々に配慮して、少数派にも配慮が必要だということ、自分が少数派であってもきちんと権利を主張すべきということを学習指導要領から読み取ることは非常に困難であり、また、素直に学習指導要領を読むと多数派の論理で少数派の権利を否定しかねないような内容になっているのが、現在進められている教科としての道徳だと私は考えています。

これは反論があったら、ぜひきちんと反論いただきたいと思いますが、今のところ、道徳教育は百害あって一利なしになりかねない状況があると申し上げておきたいと思

います。

あわせて、SOSを発するという事は子供の権利を守る上で大事なのですが、文部科学省と厚生労働省は数年前からSOSの出し方教育を進めるとおっしゃっているのですけれども、道徳の中身を見てもSOSの出し方に関する内容が全く書かれていませんし、実際、自殺予防教育などについては全然進捗していないという状況です。

こういったことについて、おっしゃったことについて検証が不十分ではないかということもございまして、いずれにしてもリスクを抱えた少数派の子供たちに対する権利を否定していくような教育はかなりまずいのではないかと申し上げておきたいと思えます。

3点目です。皆さんがおっしゃった読書について、私も大学教員として一言だけ申し上げます。単純に読書として高校生のデータを取るとするのはいかがなものかと考えます。今、高校教育では、例えば大学進学したい子は受験勉強に時間を割く。そのために読書を犠牲にするという傾向が見られます。これは高校教育のあり方からしておかしいですし、高大接続の議論の中で、使える学力を身につけるためにどういうふうになればいいかということを高大で連携してやっていこうという話だったはずなのです。でも、現状でも読書の割合が上がっていない。つまり、高校教育を学ぶ中で読書は不要であって、受験勉強とされていることにしか時間が割けないというのが現状なのです。こういった高校教育のあり方を問わずして読書の運動だけを進めても、恐らく改善はしないだろうと思いますので、ぜひ高大接続とか、求められる情報リテラシーの能力の育成とか、そういったことを含めて読書の割合が低いということを受けとめて、効果のある改善策をもっと皆さんの知恵を集めて考えていくべきではないか。単なるPRみたいなものでは全然効果はないのではないかと思いますので、実効性ある対策を議論していただきたいと思えます。

古賀座長

各委員からの御意見として何うということでも各省庁よろしいでしょうか。

恐らく、今も出ていましたけれども、政策のプライオリティー（優先事項）を何にするかという問題は、この話題の核になってくるかと思えますので、御記憶いただければと思います。

福田構成員

学力向上のところに関してですけれども、例えば最近新しい側面から教育しなければということが結構増えてきていると思ひまして、私どもも何かできないかと思うのですが、例えばオリンピック・パラリンピック2020が来るので、それに向かってオリパラ教育をしようということも東京都では始まっていて、それに関して教材をつくって、先生方へのガイドをつくったり、あるいはセミナーをしたりということをしているのですけ

れども、そういったところでお聞きしていると、先生方1人、教員1人に対して生徒が何十人かが対象になりますから、先生のところを対策することで、その対策の効果が大きくなるということもあるのではないかと考えているのです。

そういった意味で、最近、今お話のありました情報の授業とか、あるいは英語の授業なども始まってくる、あるいはさっき言われたLGBTについてのこともやっていかなければいけないということで、かなり新しいものがたくさん出てくると思うのですが、そういったときに先生方、教員の方々への支援というのは何か具体的に考えておられて、遂行されているのかどうかということの一つ教えていただきたいと思います。

それから、少し戻りますが、先ほどの箇所で、日常の部分に関わると思うのですが、まずはちゃんと食べて体をつくって、スポーツをして、健全な精神ということだと思いますが、一方で芸術・文化についての体験ということも掲げておられたと思うのです。そちらのほうについての何かデータをとられていて、そして、先ほどから評価あるいは効果をどうとるのだというお話も出ていますけれども、そういった芸術、伝統文化の活動についての実態と、どういうふうにはかろうとされているかということについてももしあれば、ご回答は別途でも構いませんので教えていただきたいと思います。

山本構成員

私も学力向上のところの一つ、今の御質問と重なるところもあるので、続けて発言させていただきます。

全国学力・学習状況調査によって学力を把握して、指導改善を行っているというような取組がここに書いてあるのですが、例えば学力調査で点数が低い子どもたちに、朝御飯の提供はどうなっているのか、家庭環境はどうか、その背景が本当に教職員の指導の改善だけで解決するのか、そういうデータなどがおありかどうかということをお尋ねしたいと思います。

児童の権利に関する条約に照らして、日本は過度な競争を子どもたちに強いていると、もう何年も前から指摘をされているところでもあります。この学力・学習調査によって、かえって拍車をかけているのではないかというような見方もあると思っていますし、そのあたりの相関関係の調査などについて教えていただきたいことが1点。

もう一つは、先ほど奥山構成員がおっしゃいましたけれども、子どもの健全な育成のために、保護者、周りの大人たちの働き方はどうあるべきか。今ほどのお話の中にも、教職員に対する支援はどうなっているのかということです。今も、こんな教育もあつたらいい、あんな教育もあつたらいいとすごくたくさんあります。たしか42ぐらい、学校において何とか教育、情報教育とか、最近はがん教育とか、それから禁煙教育、薬物の教育、すごくたくさんあるということを承知しております。

そういう中で、教職員に対する支援、働く人でありますので、そんなところもあわせてお尋ねできたらと思っています。

文部科学省

教育とか、新しい課題も多くありまして、もちろん一方では教職員の研修もありますけれども、先生だけでやるというのがなかなか難しくなっている中で、新しい学習指導要領でも、社会に開かれた教育課程ということをやっておりますし、例えばがん教育でしたら厚労省さんと連携してということになります、いろいろ 教育でも教えやすい教材と、外部講師として入っていける人のコーディネートということをやっています。

あと、もちろん先生の指導の邪魔にならないというか、指導計画に従ってということですが、地域の方にもお手伝いいただくということで、共同活動ということも取り組んでありまして、教師の方にはコアのところをやっていただいて、周りがサポートしていくということを働き方改革の中でも進めているところでございます。

それから、戻って大変恐縮ですが、発言の機会をいただきましたので、読書の電子書籍の関係ですが、不読率のデータにつきましては実は民間の、具体的に言うと毎日新聞社さんのデータを用いております、今調べましたところ、特に電子について含む含まないという定義がなされておりませんので、回答者の判断になるかと思えます。

山本構成員

相関関係についてのデータがあるかというところは。

学力・学習状況と子どもたちの貧困とか、クロス集計があると思ったのです。ありますよね。子どもたちが御飯を食べていないとか、そういう家庭環境と。

文部科学省

学力・学習状況調査では、朝食欠食率もそうですけれども、さまざまなデータをとっております、いろいろな分析ができるようにしておりますけれども、具体的なものにつきましては担当のほうに確認させていただきます。

古賀座長

またこの後の課題の中でも出てくることかと思えます。また、今のお話の学力と貧困の関連は皆さんかなり強く思っておられるところで、先生方の指導法だけで改善されることではないということを皆さんお考えかと思えます。

では、学力関係。この後の高等教育、大学院の論点もあるので、少し時間が押しておりますから、よろしく申し上げます。

土肥構成員

各論的な話が1点と全体的な印象を1点、それぞれ御意見を言わせてもらえればと思います。

まず1点目ですけれども、今の議論をふだん関わっている高校生がもし見ていたらどう思うかなということを考えながら見ていたのですけれども、とにかく学ばなければいけないことが多過ぎると感じておりまして、ゆとりをどうデザインするかということも大事なのかなと思っています。

例えば読書のことに関しては、ある意味、受験につながるから本を読むというのは余り本質的ではないと思っています、本来であったら読みたいから読むとか、これが学びたいから学ぶというような形でやっていくと。そのためには、ふだん関わっている高校生たちを見ていると、余りにも時間がなさ過ぎるような印象があります。

数年前に民間の調査で、小・中・高校生のゆとりに関する調査があったと思うのですけれども、それは正しいかどうか記憶していませんが、高校生の60~70%が日常生活に忙しいという回答をしていたと記憶をしています。これはアクティブ・ラーニングとか新学習指導要領と重なってくると思うのですけれども、これからアクティブ・ラーニングで探求的に自分たちで主体的に学習をしていくというのが広がっていますが、最近、とある高校生から問い合わせがありまして、静岡の高校生ですけれども、学校の授業で地域でイベントをするということに取り組みなければいけないということになって、そのイベントの企画のために協力してくれる人を探すと。自分はそんなにやりたくないのだけれどもみたいな感じだったのですが、これは本質的に自分たちの主体的な学びになっているのかなと考えると、ちょっと疑問を感じるころがあると思います。

いろいろ詰め込むということも大事なのですけれども、学校の中だけではなくて、学校の外でどういうふうにゆとりを持って自分たちで主体的に学べるかという環境をつくっていくということも視点として入れていくことが必要だと思います。

2点目に、出前授業とか 学習というところに関してですけれども、私がふだん関わっている 学習でいうと主権者教育のところ、選挙管理委員会さんと連携をして学校に入りに行くことが多いですが、単発の出前授業でNPOとか選管さんもそうですし、警察のほうとか、いろいろなところに入っていても、やはり効果が薄いですし、もう一つは学校のほうから選挙管理委員会を通さずにNPOのほうに直接依頼が来るというケースが多くなってきて、これは選管だけではなくて、最近、うちのNPOのほうですと主権者教育もありますし、SNSの使い方講座とか、スマートフォンの使い方とか、いろいろな依頼が来ていて、何でNPOに直接来ているかということ、公務員というか、選管さんとか警察のほうでやられる授業が余りおもしろくないとか、生徒にとって大切だからNPOのほうでしっかりファシリテーターとして場を運営していくような人をお願いしたいということで依頼をされることが多くなってきているという印象があります。

その意味で、担当される職員さんも知っているのも、日々の業務と一緒にやらなければいけないという実情があるので難しいと思うのですけれども、そういった学びの場を

ただ一方的な講義の場ではなくて、やはり参加型でやるというところでの研修だったり、地元にそういったNPOがあるのであれば、そういったところとの連携も強くやっていかなければ、生徒さんたちにとって本当に退屈な時間で、大切なことも伝わらないことになってしまうかと思しますので、この2点、意見させていただければと思います。

古賀座長

学校にいろいろなものが課題として課され過ぎていて、外でやるべき体験活動とか、今のお話のように専門性を要求されていて、必ずしも学校が詳しいわけではない、先生方が詳しいわけではない課題というのにどう応えるかとか、外部資源を導入するかどうかというのが一つ大きい課題としてありますね。

明石構成員

大綱の表現についてですが、「学力の向上」の「高校教育の質の保障」というところは、教育の質の保障だけではなくて、高校教育の無償化ということがあるので、高校教育の「機会と質の保障」というふうに「機会」をつけ加えてもよいと思いました。また、「学校教育の情報化の推進」のところで「21世紀にふさわしい」という記載がありますが、現状では少し陳腐に感じるので、「情報時代にふさわしい」とすればよいのではないかなと思います。さらに、「多様な価値観」というところも、現在では国際交流などを通してという文言も入っているので、ふだんの生活の場を超えた「多様な人々や価値観」というふうに「人々」をつけ加えたり、修正してみたらいかがかなと思います。

古賀座長

大綱の文言についても、今の御意見を踏まえながら見直していくところがあるかと思いますが、基本的には、まずはこの文面に即しながら評価というところを着手していただきたいと思います。

は一応検討できたと思います。 の大学教育等の充実は、 にまたがる部分もあるかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

大学の先生方も多いですが、私なんかはずっと御意見をお聞きしていると、大学生も小・中・高校生も課題はかなり共通している。それこそ、基本的な生活習慣の話もしないといけませんし、この後に出てきますが、相談機関の充実なんかは、大学では今や教育をする前提として大問題ですし、先ほど出たアクティブ・ラーニングなんかも、あそこへたどり着きたいですけれども、何といたっても学習意欲の問題とか、関心の広がりが大学生になっても十分ではないとか。いかがですか。

藤川構成員

我々、教員養成学部という立場でございまして、国立の場合は教員養成学部というのは

全国に50弱あって、それはかなり文部科学省の御指導をいただきながら、さまざまな規制の中で教員養成教育をやるのです。こういうものがあってしょうがないと思うのですが、これがかなり締めつけがどんどん強くなる中で、自由に教育について学んだり、研究したりする学部、学科等が縮小されています。典型的にはゼロ免課程と言われるような、社会教育であるとか、そういった教員免許を取らないで学校外の教育を担うような人を育成するような教育についてはどんどん縮小されており、教員養成学部は教員養成だけをやればよいのだということを文部科学省の方から直接言われるような状況です。これは恐らく文科省の問題だけではなくて、財務省などが目的外の遊びを一切許さないという方向で予算を削っているからだろうと思うのですね。

今、こうやって皆さんは子供のことを議論していますが、こういう多様な専門家を育成するような高等教育が減らされていて、人材育成ができていないことについては御認識いただきたいと思います。

こうなっていくと、今までの教員を再生産するような教育だけが残って、しかもそれもどんどん縮小する。それ以外の子供について多面的に学び、研究するような場というのはどんどんなくなってしまふ。これでは、こういった子供、若者に対する対応の未来が危ういと日々感じております。ぜひ危機感を持っていただけたら幸いです。

古賀座長

小・中・高からの育成の過程を通して初めて大学生ができていくという現状をやはり認識していくということは重要だと思います。別に大学だけで大学生の育成はできないと思います。

一旦ここまでで議事の(1)を終了したいと思いますが、どうしてもという方はいらっしゃいますか。

奥山構成員

今の大学の生徒さんの中には、かなりバイト、バイトで苦しんでいたり、奨学金で将来がすごく縛られたりということが多くなってきていると感じています。経済的な面も考えながら今後議論していきたいと思っております。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

健康教育の推進と健康の確保・増進等、子供・若者に関する相談体制の充実、被害防止のための教育について、大綱の記載や関係データを事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

健康教育の推進と健康の確保・増進等（資料5）

文部科学省

資料5の1ページを御覧いただきたいと思います。健康教育の推進と健康の確保・増進等に係る文科省のシートでございます。

まず、主な取組ですけれども、学習指導要領に基づきまして、喫煙、飲酒、薬物乱用、感染症などについて総合的に解説した教材等を活用し、学校教育全体を通じて指導しているところでございます。養護教諭と関係教職員が連携した組織的な保健指導や、地域の関係機関との連携による救急処置・健康相談・保健指導の充実が図られているところでございます。また、薬物乱用防止教室につきまして、厚生労働省や警察庁と連携して開催をしているところでございます。性に関する指導につきまして、学校教育全体を通じて指導しているところでございます。

(2)の進捗のところですが、薬物乱用防止教室の開催率、そして、学校保健委員会、これは小さい字で注釈をつけておりますけれども、学校や地域の関係者から成る委員会で、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織ですが、設置率の推移をお示ししております。

現在の課題と今後の方向性ですが、データを示しましたように、薬物乱用防止教室を多くのところでやっておりますけれども、都道府県によって開催率に差が見られるということ。また、私立学校、国立学校における開催率が伸び悩んでいるということもございますので、引き続き開催率の向上に努めてまいります。また、学校保健委員会の開催率につきましても、都道府県によって設置率の差があるということで、引き続き推進をしてみたいと思います。

厚生労働省

資料5の5ページを御覧いただきたいと思います。健康教育の推進と健康の確保・増進等に係るパートでございますけれども、この大綱の分野の取組を今、厚労省としてさまざまな施策を行っているところでございますけれども、5ページのシートの中では、子育て世代包括支援センターの取組、不妊治療の助成の状況について、今回は記載をさせていただきます。

大綱の策定以降の取組ということでございますけれども、安心して安全な妊娠・出産の確保というのは非常に重要な課題でございます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を行う子育て支援包括支援センターでございますけれども、平成29年4月1日に施行されました母子保健法の改正により、市町村の努力義務として規定されました。2020年度末までに全国展開することを目指しているところでございます。こちらについては、6ページに資料をつけさせていただいておりますけれども、切れ目のない支援を行って、ワンストップ型のサービスを保健師などの専門職が妊娠期から子育て

期にわたって支援をしていく、そういった内容の事業でございます。

この子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年の時点で296市区町村、720か所で実施をされたところでございます。平成30年4月1日時点では、761市区町村、1,436か所まで増えているところでございます。2020年度末までの全国展開に向けて、引き続き取組を厚労省としても進めていきたいと考えてございます。

もう一項目、不妊治療の助成について書かせていただいております。子供を持ちたいのだけれども子供ができないという夫婦の方にとりまして、不妊の治療というのは切実な課題となっているところでございます。厚生労働省におきましては、平成16年度から不妊に悩む御夫婦に対する特定治療支援事業を行ってきたところでございます。

この事業については平成16年度に創設して以降、年々この事業の内容の充実、助成の額ですとか回数を充実させてきたところでございます。直近で申し上げますと、もともとは不妊の女性の方に対する治療が中心であったわけでございますけれども、男性に不妊があるケースも最近大きな課題となっているところでございます。不妊の男性の精巣から精子をとる手術をする場合は従来15万円助成していたところですが、自己負担の額を減らすため、平成31年4月から男性の不妊治療に対する初回の助成額を15万から30万に引き上げたところでございます。

この不妊に悩む方に対する助成の実績でございますけれども、(2)にございまして、平成27年度が16万件でございます。平成29年度も14万件ということでございまして、不妊治療に対する助成につきましては、引き続きしっかり取り組みたいと考えているところでございます。

子供・若者に関する相談体制の充実(資料6)

内閣府

では、資料6を1枚めくっていただきまして、相談体制の充実に向けた内閣府の取組について発表させていただきます。

まず、大綱が策定されて以降の取組と自己評価をあわせて御紹介いたします。相談窓口や相談機関の広報のために関連情報をホームページに掲載してきておりますが、認知度については、残念ながらいまだ必ずしも高くないという認識をしているところでございます。また、相談体制を充実させるために、平成28年度に子ども・若者総合相談センターの事例調査を実施いたしまして、体制の整備やその運営の好事例を取りまとめて、共有しております。1つ飛んで(3)のところですが、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の整備やその運用に関する研修を実施する地方公共団体の取組を支援してまいりました。

こうした取組もございまして、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制を整備した地方公共団体は次第に増加してきておりまして、現在では27年度末と比べ

て26地域多い90地域にこのセンターが整備されておりますが、さらに整備を進めていく必要があると考えております。また、相談機関の職員などを対象とした研修も内閣府自ら実施しております、28年度以降、延べ647名の方に御参加いただいているところでございます。

続いて、現在の課題と今後の方向性についてでございますが、相談窓口や相談機関の認知度を向上させるためには、ホームページに掲載するだけでなく、相談機関が自ら実施する広報についても積極的に推進していく必要があるのではないかと考えているところです。

また、相談体制を充実させるために、子ども・若者総合相談センターの整備をまずは充実させることが重要と考えておりまして、子供・若者の育成支援に関する各相談機関がそれぞれの担当分野以外の相談も幅広く受け付けて、適切な相談機関を紹介する機能を持つようにするという事など、子ども・若者総合相談センターとしての機能も担うように働きかける必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、これまでに実施してきた研修をさらに充実させるとともに、SNSを活用した相談、助言の取組を推進するなど、子ども・若者総合相談センターとしての機能の高度化についても支援してまいりたいと考えております。

厚生労働省

資料6の7ページにございます子供・若者に対する相談体制の充実ということでございます。このシートの中では、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、子どもの心の診療ネットワーク事業の3つについて紹介と評価をさせていただきます。

まず、地域子育て支援拠点でございますけれども、子育ての孤立化ですとか、子育ての不安、負担感の解消、そういった観点から、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て期の不安や悩みを相談できる場を確保するということが非常に重要でございます。そのような観点から地域子育て支援拠点の設置を行っているところでございます。

(2)にございますように、地域子育て拠点につきましては、平成28年度の7,063カ所に対しまして、平成30年度時点で7,431カ所まで増えているところでございます。

それから、利用者支援事業につきましては、子供やその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の事業を適切に選択して、円滑に利用できるような情報提供や相談を行う事業でございます。利用者支援事業には基本型と母子保健型がございますけれども、平成28年度時点でそれぞれ471カ所、633カ所の実施でございましたけれども、平成30年度の時点で720カ所、1,183カ所と、増加をしているところでございます。

地域子育て拠点、利用者支援事業につきましては、地域の実情に応じて事業を実施できるよう、引き続き自治体における取組を支援していきたいと考えているところでございます。

もう一つ、子どもの心の診療ネットワーク事業でございます。これは平成20年度から22年度にかけてモデル事業として実施してきたものを、23年度以降、本格的に実施をしているところでございます。さまざまな子供の心の問題、鬱ですとか発達障害、いろいろな子供のメンタル面の課題につきまして、さまざまな専門職種の支援が必要でございますけれども、特に医学的な観点から地域レベルで支援のネットワークを構築する事業でございます。関係機関への専門家の派遣ですとか、医師・関係専門職の実地研修などを行いまして、医療機関や保健福祉機関との連携、支援体制を構築しております。

(2)の自己評価でございますけれども、平成28年度の18カ所に対しまして、平成30年度は19カ所となっているところでございます。

課題と今後の方向性でございますけれども、子どもの心の診療ネットワーク事業につきましては、子供を取り巻く環境の変化に伴いまして、専門的な支援のニーズが高まっていることから、引き続き、しっかり推進していきたいと考えているところでございます。

文部科学省

同じく資料6の15ページを御覧いただければと思います。文部科学省においては、これまで学校における相談体制の充実という観点で施策に取り組んでおりますけれども、学校における相談体制の充実の2つ目ののところなのですけれども、学校における相談体制の充実に向けて、心理の専門家である、主として臨床心理士になるわけですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、こちらのほうは福祉の専門家、主として社会福祉士の資格を持つ者なのですが、そういったものを職として学校教育法施行規則に位置付けるとともに、国の予算措置としても拡充を進めております。また、そういったものに対する研修会の実施等も行っているところです。

加えまして、いじめ防止という観点でも、こういったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用もそうなのですが、いじめ対応の第一歩として、これまでも積極的な認知を促すとともに、ガイドライン等の作成を行ってきている。加えて、そのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだけではなくて、相談体制ということで、これまでも24時間子供SOSダイヤルという電話相談を行ってきているわけですが、それに加えて、SNS等を活用した相談体制の構築ということで、これは平成30年度から自治体を支援するという形で取組を進めているところです。

(2)の取組の進捗に係る自己評価ですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数ということで、スクールカウンセラーについては、今年度、2万7500校に係る予算措置を計上しているということで、これは小規模校を除く全ての公立小中学校を対象にしているということです。スクールソーシャルワーカーに関しては、今年度約1万人ということで、これは公立の全ての中学校区に相当する規模の予算を計上しているということです。あと、いじめの積極的な認知に関しては、平成27年から29

年にかけて20万人強から40万人強ということで認知件数はほぼ倍増しているわけなのですが、これはいじめ対応への第一歩として、積極的な認知を文部科学省としても促してきているところですので、そういう結果と考えております。

繰り返しになりますが、30年度から30自治体に対して、電話相談のみならずSNS等を活用した相談体制の構築支援を行っているということです。

(3) 今後の方向性、課題といたしましては、いじめ等に関しても、引き続き未然防止、早期発見に努めるとともに、チームとして取り組んでいくことが重要ですので、その中でも特に重要な役割を果たすスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実等については引き続き取り組んでいく。いじめについても、積極的な認知を各学校に促していくとともに、SNS相談等についても充実をさせていく。特にSNS相談に関しては、まだ30年度に始まったばかりですので、相談員の専門性の向上とか相談技法の開発等にはまだ課題があることと、知見がまだ蓄積されている状況ではないと思いますので、そういったことに関しては調査研究等の実施によって課題に対応していきたいと考えております。

警察庁

資料6の29ページの点検・評価シートに沿って御説明させていただきます。

まず(1)の現在までの主な取組でございますが、警察では、いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨に基づきまして、平成29年3月に通達を各都道府県警察に発出して、スクールサポーター制度の充実、対策組織への積極的な参画など、学校との連携強化を図っているところでございます。平成30年からは、文部科学省のSNSなどを活用した相談体制の構築事業における自治体の取組につきまして、関係する都道府県警察では、自殺予防など緊急を要する事案に迅速に対応できるよう、連絡体制の構築を図っているところでございます。本年3月にも、各都道府県警察に通達を発出し、いじめを含む被害少年に関する相談窓口につきまして、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、SNS等への掲載など効果的な周知広報を行うことなどを示達しているところでございます。

校内暴力につきましては、いじめ対策と同様、学校警察連絡協議会などを活用し、非行防止に関する情報交換も含め、内容に応じた適切な措置を行うとともに、再発の防止に努めているところでございます。

次に、取組の進捗に係る自己評価につきまして、説明させていただきます。平成29年中、いじめを含む学校問題の少年相談は7,711件で、これは前年比519件増加という状況でございます。このうち少年自身からの相談は1,190件でございます。警察といたしましては、被害児童生徒が早期に相談できるよう、相談窓口の周知広報を推進しているところでございます。

昨年、平成30年4月現在の時点でございますが、こうした警察と学校の連携を取り持

つスクールサポーターにつきましては、44都道府県で約850人が配置されておりまして、5年前と比べますと90人増員されている状況でございます。

平成29年中のいじめに起因する事件につきましては、記載のと通りの155件ございまして、245人を検挙・補導しているところでございます。

文部科学省のSNSなどを活用した相談体制の構築事業における関係自治体の取組に協力させていただいている結果、緊急通報をいただいた件数は5件ございました。また、校内暴力の事件につきましては、平成29年中の数値で717件ということで、28年と比べますと115件減少している状況でございます。平成26年以降4年連続で減少しているという結果ではありますものの、小学生の事件数は103件と、24年以降連続して増加している状況でございます。

(3)現在の課題と今後の方向性について説明させていただきます。いじめに起因する事件の検挙件数につきましては、5年前に比べると減少傾向にございます。ただ、警察におきましては、いじめ事案の早期把握と学校等との情報の共有、適切な相談対応など、こういった取組をスクールサポーターを通じて関係を構築することによって進めてきたことも、こういった傾向の実態にあるのではないかと考えておりまして、引き続き、学校などの関係機関と連携強化を図るため、スクールサポーターの拡充を図っていきたいと考えるとともに、いじめを含む少年相談は、少年の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、相談件数は高水準で高どまりしている状況にございますので、相談担当職員が心理学の専門知識やカウンセリング技術などを身につけて、事案に適切に対応できるよう、職員の資質向上ということにも配意してきたいと考えております。

法務省

資料は35ページ以下でございます。まず、私どもの組織について簡単に御説明したいと思っております。法務省の内部部局としまして人権擁護局がございまして、実際に国民、住民の方々に接する地方出先機関として全国50カ所の法務局・地方法務局とその支局261カ所の計311カ所を拠点として、人権擁護に関するさまざまな活動を実施しているところでございます。

また、私どもの活動は、公務員である我々と、市町村長の推薦を受けて法務大臣が委嘱した民間の方々である人権擁護委員が、全国に約1万4,000人いらっしゃいますが、この両者がいわば車の両輪としてさまざまな人権擁護に関する活動に当たるという点に特徴がございます。この官民合わせた組織全体を法務省の人権擁護機関と称しておりますが、その活動は配付しております37ページの資料にございますように、大きく分けて人権啓発活動、これは国民の人権尊重意識の高揚を図る活動でございます。あと、個々の事案に対応する相談・調査救済活動がございます。本日は、このうち相談・調査救済活動について申し上げたいと思っております。

これについては、まず、いじめ、虐待を始めとする子供の人権問題の早期発見が重要

という観点から、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」等、子供が相談しやすい体制づくりのための取組を実施しているところでございます。

「子どもの人権110番」と申しますのは、フリーダイヤルの子供の人権問題に関する専用電話でございまして、子供からの電話だけでなく、子供のいじめ問題などで悩む保護者などからの電話もお受けしているところでございます。平成30年度の実績は、39ページの資料にもございますように2万1,351件でございまして、その内訳としていじめが2,955件となっておりますが、相談件数自体は年々少しずつ減少しているという状況となっております。

「子どもの人権SOSミニレター」と申しますのは、現物をお持ちしましたが、こちらに説明書きがございまして、後ろを見ますと便箋と封筒を切り離せるようなものになっております。文部科学省を始め教育委員会、各小中学校等の御協力をいただきまして、これを全国の小中学校の児童生徒全員に行き渡るように配布をしているところでございます。本年度も、今週の28日から順次、各学校への配布を開始したところでございます。

児童生徒から寄せられたミニレターにつきましては、法務局職員や人権擁護委員が一通一通返事を書いておりまして、親や学校の先生など身近な大人にも相談できない子供の悩みごとに早期かつ的確に対応できるよう努めているところでございます。

資料の41ページでございまして、平成30年度の実績は受領通数で1万2,016通、相談件数で1万4,410件で、その内訳として、やはりいじめが5,204件ということで一番多くなっております。ミニレターの件数も若干減少傾向にございますが、子供たちがいつでもミニレターを入手できますように、学校の保健室や図書館等への備付けを進めるといった取組をしたり、はさみを使いにくい児童でも封筒部分を切り離しやすくするためにミシン目を入れたり、いろいろ工夫して随時改善を図っているところでございます。

このようないろいろなツールによる人権相談を端緒に、いじめ、児童虐待等の事案を認知した場合には、人権侵犯事件として立件の上、調査をしまして、事案に応じて適切な措置を講じているところでございます。私どもの措置は強制力を伴わない任意のものです。措置の内容としましては、法律的なアドバイス等をする「援助」、当事者間の話し合いの仲介をする「調整」、人権侵害を行った者に対する改善を求めるための「説示」、実効的な対応をすることができる第三者に対してする「要請」などがございます。平成30年の人権侵犯事件の数は全体で約1万9,000件でございましたが、このうち学校におけるいじめ事案は2,955件でございまして、大きなウエートを占めるものとなっております。

資料に事例1、2ということで、私どもの取り扱った事案の概要を2事案ほど掲げておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

私どもとしましては、いじめを始めとする子供の人権問題、極めて重要な人権課題であると認識しておりまして、各種啓発活動、相談・救済活動を地道に継続的に行っていくことが重要だと考えております。

また、御紹介しましたように、人権相談の件数に減少傾向が見られるところがございます。その要因の一つとしまして、子供たちのコミュニケーション手段が電話や手紙、メールなどからSNSにシフトしているということもあるのではないかと考えられますので、SNSを活用した相談体制の整備についても精力的に検討していかねばいけないと思っているところがございます。

被害防止のための教育（資料7）

文部科学省

資料7の1ページでございます。被害防止のための教育といたしまして、安全教育と情報モラル教育の推進について記載をしております。安全教育につきまして、防犯教室、防災教室、交通安全教室の学校安全教室につきまして、教職員を対象とした講習会の支援を行っております。また、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援するモデル事業を実施しているところがございます。あわせまして、各学校における危機管理マニュアルの策定を活用するための手引の作成や、学校安全に関する参考資料を、新指導要領を踏まえた改訂を行っております。

情報モラル教育につきましては、児童生徒向けの啓発資料の作成・配布や教師用指導資料の改善、セミナーの開催等による教師の指導力向上を図っております。

取組の進捗に係る自己評価でございますが、学校安全計画に職員の研修を盛り込んでいる学校の割合、関係機関等との連携の学校の割合、そして、情報モラルの関係で教員の情報モラルの指導能力について、「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合についてお示ししております。

現在の課題と今後の方向性でございますが、平成29年からの第2次学校安全の推進に関する計画等に基づきまして、全ての児童生徒が安全に関する資質・能力を身につけることを目指して、引き続き取組を推進してまいります。また、情報モラル教育につきましても、最新のトラブルや被害の状況等を踏まえまして、指導資料の改善・充実や啓発資料の作成・配布等によりまして、学校段階、児童生徒の発達段階に応じて着実な実施を図ってまいります。

警察庁

13ページを御覧いただければと思います。（1）から（3）までそれぞれ2つずつポイントがありますが、前半部分が防犯教室、後半部分は交通安全となっておりますので、まずは前半の防犯教室のほうからそれぞれ御説明申し上げます。

まず（1）大綱の部分でございます。主な取組ということで、都道府県警察では、危険を予見する能力及び危険を回避する能力ということで、演劇あるいはロールプレイン

グ方式、自分でやってみるという形のものを含めまして、参加・体験型防犯教室を各小学校等で開催しております。

(2) 取組の進捗でございますけれども、平成29年度中、警察あるいは関係者が関わった防犯教室になりますが、全国2万校の小学校のうち約1万6,000校、約8割ということで、総数は2万1,000回ということで被害防止教室を開催しております。

(3) 今後の方向性ということで、子供を対象とした犯罪は、行為者が甘言、詐言を用いるもの、あるいは車両を用いるものなど、さまざま悪質なものがございます。各地域の被害実態を踏まえまして、危険な事案に遭遇した場合の対応訓練といったもの、実践的なものを学校と引き続きやっていきたいと思っております。

続きまして、交通安全の関係でございます。

公安委員会で定めます交通安全教育指針に沿った参加・体験・実験型等も含めた交通安全教育などについて各種推進しているところでございまして、資料に記載のとおり、平成30年度中に全国で約8万3,000回開催し、約890万人が受講したという状況でございます。これらの取組の結果、交通事故死者数につきましては、平成30年中の死傷者数が平成27年と比較して15歳以下であれば22.6%程度減少している状況でございます。しかしながら、例えば15歳以下の方は昨年中、79人が亡くなっておられます。また、16歳から24歳の方も276人が亡くなっており、非常に尊い命がまだまだ多く失われている状況については変わらないというところがございます。我々といたしましても、各種交通安全教育を実施しているところでございますが、警察庁で出しております分析結果を添付させていただきました。例えば18ページ、上のほうに「3 小学校1年生の歩行中の月別通行目的別死者・重傷者数」という折れ線グラフが載っております。歩行中の小学校1年生というのは、実は4月の入学間もないころではなく、まさに今、5月下旬をピークにした形で死亡・重傷事故が発生している状況です。また、自転車の関係につきましても、例えば26ページの「5 時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数」において、高校生の死亡・重傷事故が登校時間帯の7時、8時に特に増えていることなど、様々な特徴点を示しつつ、実際の安全の向上につながるような広報啓発と教育に取り組んでおります。

2) 意見交換

奥山構成員

どうしても職業柄、健康というのは一番私に響くところなのですが、文科省のほうからいろいろ御説明いただいたのですが、10代以降の死亡では、自殺が一番多いわけですね。そういうことを考えると、ここは心身の発育というのが一応出ているのですが、ご説明は性に関する指導につながっていて、子供の心の健康教育がどのようになっているのか余り御説明がなかったのですが、そのところは非常に重要だと思

ますし、それから先ほども出たSOSを出せる教育というのにつながっていく問題だと思いますので、どのようになされているのか教えていただければと思います。

先ほど来、御返答がないのですけれども、ここの部分も基礎としては健康という子供の権利をどのように守るかということで、権利教育がここもつながってくると思います。成育医療等基本法でも子供の権利としての健康ということがうたわれておりますので、そこはしっかり権利教育をベースとして、心理的な問題に関する教育が必要だと思います。例えば、いじめや嫌な体験、そういうのがあったらどんな心理になるのだとか、そういう心理教育は非常に重要だと思いますし、鬱になってくると自殺につながる危険性もあるわけですから、自殺予防としての心理教育も必要だろうと考えます。

もう一つが、大綱にもある10代の妊娠への対応ですけれども、いまだに10代での妊娠があると、学校を高校だったらやめなければならないとか、学校に行けなくなるとかという話がまだ聞かれていると思います。そこをゼロにしていく方策をどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

あと、厚労省さんのほうには、こちらの大綱関係に関して見ていただくと、「健やか親子21」とかなり関係しているような内容が入っているので、例えば思春期の喫煙や飲酒をどのように防ぐのかとか、あるいは痩せをどのように防いでいるかということに関して、少し御説明をいただけるとありがたいと思いました。

文部科学省

今、御意見があった中で、心の教育という部分でいきますと、学習指導要領に基づきまして、保健体育が中心になりますが、小学校、中学校、高校も、まずはストレスをためないことですか、心に関する部分については取り扱っているところでございます。

今日お持ちしているのですが、啓発資料というのを我々をつくってありまして、これは小学校、中学校、高校版とそれぞれありまして、この中でも心の部分というものを少し盛り込ませていただいて、これは学校の授業の際に御活用いただいたりしているところでございます。また、児童生徒の自殺予防に向けたSOSの出し方に関する教育の推進ということで、文部科学省からは教育委員会等に対し、各教科等の授業の一環として、SOSの出し方に関する教育、具体的に言うと自殺対策基本法の第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育」といったことを少なくとも年に1回実施するなど、積極的な推進を依頼しているところでございます。

古賀座長

もう一つは「性の問題」ですけれども、10代の妊娠を。

奥山構成員

性というか、10代妊娠で学校をやめなくて済むようになっているか。

古賀座長

把握するデータがあるでしょうか。NPOとかが今、シェルターとかをたくさんつくってくださっていますが、数量的にはどうなのでしょうかね。

文部科学省

データを今手元に持ち合わせていないので、正確な数値に基づく御説明ができないのですけれども、平成29年に妊娠を理由とした退学に係る実態把握という全国の公立高校における調査をしているわけなのですけれども、それにあわせて妊娠した生徒への対応のあり方について通知を発出しているところです。基本的には御本人の希望とか、今通知が手元にないので正確な説明はできませんけれども、保護者の考え方、また別の進路についてしっかり相談しながら適切に、退学を迫るようなことのないようにという通知の内容になっていたかと思えます。

古賀座長

私が理解しているところが十分ではないかもしれませんが、昔に比べるとそういう問題が余り表に出てくることなくなくなってきていて、家族形成とか、それこそ先ほどもちょっと出ていました不妊（生殖科学）の問題とか、もっと広い性の問題が子供たちにとっても大問題になり始めているのではないかという気がします。ですから、さっきLGBTの話も出ましたけれども、妊娠して困っちゃったみたいな話よりは、いろいろな「性のひずみ」といったようなものを広く捉えないといけない事態に来ている子たちが精神的に問題を訴えるケースが多いように思います。もちろん10代の妊娠もあると思いますが、続けて、親子関係の話だったので、厚生労働省のほうはいかがですか。

厚生労働省

今、奥山委員から「健やか親子21（第2次）」ということを御指摘いただきましたけれども、厚生労働省におきましては、国民運動という形で大人の健康づくりというのでしょうか、生活習慣病予防とか、運動や食事に気をつけましょうという「健康日本21（第2次）」という国民運動をやっているのですけれども、同様に子供とか妊婦さん向けの分野での国民運動として「健やか親子21（第2次）」というものを展開しているところでございます。平成27年度から10カ年の計画でございまして、今年度が中間年に当たりまして、いろいろな指標について評価をしていくという年になってございます。その中では、今も御指摘にございますように、未成年の喫煙ですとか飲酒、あるいはさまざまな子供の健康に係る指標がございまして、そういったことも評価をこれから行うところでございます。

ちなみに、10代の若年者の予期せぬ妊娠を防ぐため、性の教育を適切に行うことは重要な課題だと考えてございます。国会でも時々質問が出るのですが、学校現場で産婦人科ですとか小児科、助産師など専門職の方々を外部講師として活用していくような取組を厚労省、文科省が連携してやるというよう御指示もいただいておりますので、しっかり取り組んでいく必要があるということで考えております。

○清永構成員

今のことに関連することなのですけれども、やはり性教育の中で中絶という選択肢があるということも一つ教えることは必要かなと思います。ただし、安易に中絶を選ぶのではなく、中絶とはどういうことか、また中絶を繰り返してはいけないということ、繰り返すと健康を害するということも含めて、そして、それは女の子だけの問題ではなくて、男子にもかなり徹底した教育をするということも必要だと思います。コミュニケーションの取り方、それからDVを含めた暴力とは何かということも含めて、教育の中に入れ込んでいく必要があるかなと思います。

柿野構成員

この内容に限らない、少し大き目の話になってしまうかもしれないのですけれども、例えば今、文部科学省から、薬物乱用防止教室の開催率に差が見られるという都道府県による格差の話があったり、あるいは厚生労働省から子育て世代包括支援センターの実施している市町村数にまだ全国的な広がりが十分ではないところもあるようなお話があったかと思うのですけれども、この要因分析をどのようにされているのかということをお尋ねしたいと思います。

私の立場は地方自治体支援ということで、全国の地方自治体に参りまして、消費者政策というところで関わりを持っているのですけれども、そこでお金の問題なのか、人的なものなのか、あるいはそこに専門性が十分でないというような、いろいろな要因を抱えている中で、ただ回数を増やすことだけに目標を掲げるのではなく、少し本質的なところで地方自治体と国というところで、地方分権の中でどのように政策を進めていくかというような議論。

それから、今回、予算措置を国がしましたというような御説明があったりするのですが、地方自治体の予算で行っている事業も中にはあるのではないかと思ったのですが、そのあたりがクリアになると、地方自治体の中での問題なのか、国がこれから働きかけていくものも含めてなのかということも明確になってくると思いましたので、今後の御発表の中で、その点についても触れていただくとより理解が深まるのではないかとことを思いました。

古賀座長

特に支援のネットワークはそれぞれつくり上げる基盤がどこにあるかということ。今のお話のように、自治体レベルか国レベルか知りたいというのはあるかと思います。

続けてどうでしょうか。 の子供・若者の相談体制の充実へ移行していきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

鈴木構成員

妊娠から子育て期にかけての切れ目のない支援ということなのですが、教えていただきたいのは、例えば厚労省だとこんにちは赤ちゃん事業がある。文部科学省だとアウトリーチ型の家庭教育支援を非常に熱心にやっていらっしゃる。その後、SNSだとかレターとかいうものがある。ちょうどすき間、小学校低学年は、SOSを出せる体制をどうやってつくっているのかなというのがちょっと気になったので、教えていただけたらと思います。

文部科学省

特に小学校低学年に限らないわけなのですが、小学校においては、先ほども説明をさせていただいたとおりスクールカウンセラーを全公立小学校に配置できる状況になっておりますので、まずは各学校、小学校1年生も含めて、例えば相談室だよりみたいな形で、スクールカウンセラーが週にこの日とこの日は相談に来ますというようなことを周知して、小学校1年生にもしっかり知っていただく。2年生、低学年にも知っていただくというような取組が各学校で行われているとともに、基本的に教員とスクールカウンセラーが連携をして、日常の行動を見ながら心配のある生徒、特にケアが必要だと思われる子供を日常の段階で発見していく。そういったことに努めているというところが実情かと思います。

門馬構成員

まず初めに2点質問を申し上げた後に、希望も含め、ご意見を申し上げられればと思います。

質問になりますけれども、まず文部科学省さんにお伺いしたいのが、学校をベースにした相談体制という中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実という点は重要な施策になってくると思います。一方、スクールソーシャルワーカーの養成における支援者の質の担保、そして、スクールソーシャルワーカーが安心して業務に邁進できるための体制づくりは恐らく急務になるかと思いますが、そのあたりの評価、あるいは現状をまずお聞かせいただけたらと思います。

もう1点が、内閣府さんに質問させていただけたらと思うのですが、子ども・若者総合相談センターについてです。私どもでも、宮城県より受託し運営させていただいておりますが、全国的にみてもなかなか設置数が伸びてこないという点において、その原因、

あるいは要因がどのあたりにあるとお考えかということをお伺いしたいです。また、設置が進まない原因と、いわゆる子若計画の策定状況が関連してくる部分もあるのでは思いまして、策定の状況及び計画におけるセンターの位置付けについて御意見を伺えたらと思います。

文部科学省

御指摘いただいたスクールソーシャルワーカーの養成、質の担保、あと安心して業務に従事できるという点についてですけれども、質の担保については、御指摘のとおり、量もそうなのですが、質についても重要だと考えておりまして、これも各県、先行して取り組まれているところではあるのですが、スーパーバイザーと言われるスクールソーシャルワーカーに対して指導的な立場で助言ができるような者、経験を有するスクールソーシャルワーカーが中心になっているということだと思いますけれども、そういったスーパーバイザーの配置ということを通じて、そういったスーパーバイザーが講師になって各自治体において実施する研修会も開かれておりまして、そういったところへも支援をしているというところがございます。

あと、スクールソーシャルワーカーの養成、これは安心して業務に従事というところと関連するのもかもしれないですけれども、実際にスクールソーシャルワーカーの大多数が非常勤の職だと思いますので、文部科学省では、先ほど冒頭でも御説明したとおり、学校教育法施行規則の中にスクールソーシャルワーカーという職として法令上に位置付けたということがまず1点。あと、名古屋市などで先進的な取組として、カウンセラーもそうなのですが、スクールソーシャルワーカーの常勤化を目指しているということで、常勤のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを置いていると聞いております。そういった常勤化に向けた調査研究、基本的には名古屋市の取組などについても、名古屋市と協力しながら、常勤化におけるメリットみたいなところを分析しながら、処遇も含めて検討していく必要があると考えております。

内閣府

子ども・若者総合相談センターがなかなか設置されないということにつきましては、おっしゃるとおりだと思いますのですが、この設置に関して、特に予算措置をしているわけでもなく、あるいは法律上、設置が義務づけられているわけではないという、まずは体系的な理由が1つ。

あと、そういった特別な相談機関が必要であるということには実は法律上必ずしもなっておりませんで、子ども・若者総合相談センターというのは、地域住民からの相談に応じて関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担うことが必要であるという、このあたりの理解が自治体の中で十分ではないのではないかとということが大きな原因だと考えております。

その意味で、既にあるさまざまな相談機関がよろず子供・若者に関する相談を受けるようになれば、あるいはそのような看板をかけていただければ、こういった機能はどんどんと広がっていくのではないかと考えております。例えば、八百屋さんに行ってお肉が欲しいですと普通は言わないと思うのですが、食べ物のことだったら何でも聞いてくださいと、あるいはこの野菜に合うお肉はどこで買えますかとか、どんな調理方法がありますかということもあわせて聞いてもいいですよと看板が掲げられれば、恐らく八百屋さんはいろいろな情報を持っていると思うので、単発の専門店とするのではなくて、その専門店で扱うものは単品かもしれないけれども、ほかのことについても聞いてもいいですよというようなことが広がれば、このあたりは大分解消に向かう可能性があるのではないかと考えております。

あと、子若計画の策定状況については、白書の中でも取り上げているところで、一応全国の都道府県・指定都市などではほとんどのところで制定はされているのですが、子ども・若者総合相談センターに関する規定が盛り込まれているところは非常に少ない。実際に単独でセンターを設置しているようなところが中心となって記載されているにとどまっております。今後、このセンターのあり方を含めて、この計画の中でも取り上げていただくようお願いする必要があるのではないかと考えているところでございます。

門馬構成員

ありがとうございます。お答えを踏まえまして、3点、意見を述べさせていただきます。

まず1点目に、学齢期における相談体制についてですが、学齢期における相談支援は基本的に学校機関に紐づいているものが非常に多いです。となりますと、現に学校機関との関係性が悪化をしている子供・若者、その家族の相談をそこに紐づけて受けるということは非常に困難であるという点に、着目すべきだと思っております。学校に紐づけた相談体制とともに、地域の中における相談体制をどのように構築していくのか。義務教育年齢に限らず、高校生、大学生の年代においても同様の点が言えるのではないかと思っております。

2点目につきましては、子ども・若者総合相談センターにおいては、ワンストップの総合相談支援体制ということが非常に期待されているところだと思っておりますが、こちらについては厚生労働省さんが示されている地域共生社会の絵の中における第3階層のワンストップの総合支援相談体制と恐らく理念的、機能的に一致してくる部分が非常にあるだろうと思っております。そのあたりとの一体的な実施、財源措置も含めてどのように考えていくのかということが、今後のポイントにもなってくるのではないかと思っております。

ただし、先ほど北風参事官からも御指摘がありましたけれども、ワンストップの総合

相談支援体制を単一機関で維持するという事は、なかなか難しいのではないかと考えております。特に人材が不足しがちな地方においては、なおさらです。専門領域も多岐にわたりますし、ジェネラリストに相談対応できる人材というのは、現実的にはなかなか確保が難しい。当然、養成課程をどうしていくのかという問いもあります。そう考えた際に、先ほどの肉屋さんが魚であったり、野菜であったりの相談も受けられるという例え話がありましたが、地域において単一の機関がワンストップの総合相談支援体制を構築していくということではなくて、地域の各機関が連携・協働することで、単一機関ではなく、地域自体においてワンストップ化していくという方向性を検討することは必要だと感じます。子若法における協議会、あるいは指定支援機関が旗振り役を担うことで、地域全体で誰も取りこぼさない総合相談支援体制をいかに構築していくのか、という点について今後検討が必要なのではないかと思っております。

最後に3点目なのですが、ここまでお話をした上で、とはいえ子供・若者の視点からすれば、行政相談窓口の敷居というのは非常に高いと感じております。いじめに遭いました、学校に行きたくない、あるいは親から暴力をふるわれている、といったことを子供が相談したいと思ったときに、最初の選択肢として、市役所に行って相談しようとなるかということ、なかなかならないのではないかと考えています。やはりその点においては、専門性よりも関係性が重視されるという子供・若者特有の特性を踏まえる必要があると考えます。先ほどにも述べた厚生労働省さんが示す地域共生社会の絵における第2階層のように、地域の中で日頃から信頼が置ける大人との関わりの中で、子供・若者が、いわゆるながら相談を、実はしている実態がある。活動であったり余暇活動を過ごす中で、実は相談しているというようなことをどのように総合的な相談支援体制の流れと、一体的に考えていくのかということを経営的に考えていく視点が必要なのではないかと思っております。

長くなりましたが、以上3点、意見になります。

藤川構成員

手短かに3点意見申し上げます。

1点目ですが、相談方法について子供たちに理解してもらわないと、周知するだけではだめだと思うのです。相談の仕方についての教育、それはSOSの出し方教育とも重なるのですが、これについて教材開発とか授業の実施等を行わなければいけないと考えています。

実際に私どもの研究室では、千葉県柏市教育委員会などと連携して教材を開発し、柏市では全中学校の1年生、全クラスでそういった授業を実施しています。その中では、実際の相談を受ける教育委員会の方にも出演していただいている、相談が来たらこういうふうに相手側では対応するのだということを子供に見せるわけです。そういうことをして初めて親しみを持って相談することが可能になるのかなと思いますので、相談

方法を学んでもらう方法について検討する必要があるのではないのでしょうか。

2点目ですが、相談を受けた後の対応にまだまだ課題があるということが問題だと思えます。市町村レベルで言うと、教育委員会のいじめ問題の対応は甚だひどいものが多いです。守秘義務があるので具体的には避けますが、何でしたらヒアリングをしてほしいぐらいです。私が関わっているケースで、法に基づかない、そして被害者に対して冷た過ぎる対応をとっている自治体が幾つもございます、そういったところと我々委員になった者が闘いながら調査をするというのが現状でございます、そのようなこともあります。

それから、児童虐待に関しても、学校から相談をしているにもかかわらず、なかなかその対応をしてくれない。これは多分、キャパシティーの問題が大きいと思うのですが、そういう実情もあります。あるいはいじめ被害者の方が訴えていたのは、法務省の法務局に相談したのだけれども、逆に怒られてしまって全然相談にならなかったというケース。これは一例なので一般化できないと思いますが、そういうことが幾つも聞こえてくるわけです。となると、相談があった後にどこがどう責任を持ってきちんと対応するのか、その質をどう上げていくのかというのは大問題です。

1つあり得るとすると、不適切な対応をしている組織について、関係者が告発するルートをしっかりとつくっていただきたい。つまり、私のようにいじめの会議に参加している者が教育委員会の対応がひどいというのは、例えば県にも訴えているのですけれども、何もしてくれないのです。文科省にもいろいろお伝えはしているつもりなのですが、余り対応してくれていない。一体、問題を見つけた人はどうすればいいのかということですね。問題を見つける人はいるのに対応ができていないという状況だと思うので、その不適切な対応について専門家の相談を受け付ける窓口を国でつくっていただけるといいのかなと思います。

3点目ですが、発達障害とかLGBTについての悩みを相談するところがちょっと弱いかなということがあります。これは、そういった悩みを子供たちが自覚していないために、自分の悩みを特定できずに相談できないという問題があります。暴力とかいじめというのは、そういう概念は子供も小さいうちから持っていますけれども、発達障害とかLGBTという概念自体が子供たちにはないということが弱いので、こういったところについては、障害理解教育とかLGBT、性の多様性についての教育とか、そういったものを進めていく必要があるかなと思います。

以上3点意見です。よろしく申し上げます。

古賀座長

相談方法の理解というのが子供になれば相談できないというところがありました。今、相談体制そのものが顧客というか利用者の側に十分満足いくものになかなかないという問題があるかなと思いました。

相原構成員

私が申し上げたかったことは、今、藤川構成員がほとんど言ってくださったのですが、2点申し上げます。先ほどスクールカウンセラーの拡充等々のことをおっしゃってくださったのですが、その内容をさらに本当は非常に伺いたかった。私の友人もカウンセラーをやっているのですけれども、1週間に1回の何時間かとか半日とかでは機能しにくい。熱心なのですけれども、やはりこれは常勤化なり質を担保した上で、きちんと予算立てしていただいて、安定的に子どもにとって、スクールカウンセラーという、ちゃんと話せる人がいるという体制にしていけないと、単にスクールカウンセラーを配置しただけでは余り効果的ではないと思います。これはぜひ、先ほどおっしゃってくださった常勤化等によって、効果的にしていただきたい。

もう一点、先ほどおっしゃったように、これだけ件数があるといっても、その後どうなったのというのを絶対に知りたいわけです。私も実際におっしゃったようなケースもありました。いじめを受けているから今の学校から転校したい。でも、教育委員会は、いじめとまでは認定できないから転校までは認められないという、そういうはざままで本当にどうすればいいのか、対応が困難なことがありました。やはり解決まで半年ぐらいかかります。つまり、相談体制があったとしても、どこまでのことを後でフォローできているのかです。もちろん、相談できて、それで問題が解決する事案ももちろんあるのです。大分話してもらって、聞いてもらって、ちゃんと受けとめてもらったらそれでクリアできる人たちもたくさんいる。でも、そうではないケースに関して、相談体制の充実の後でどこまでのことができているのかどうかという実態をきちんと見極めるといふところまで深めていただかないと、余り意味がないのではないかと私も思いました。

奥山構成員

皆さんと重なるところは省いて2つ指摘させてください。相談センターもそうなのですが、子若協議会がもっともっと本当は広まっていたかなければならないと思うのです。要対協はほとんど全部の市町村にできているわけで、どちらかというと必置にしてもらってもいいのではないかと思います。

もう一つは、法務省さんがかなり一生懸命やってくださっていてありがたいのですが、ただ、国連の子どもの権利委員会からも、オンブズマンが必要であると指摘されています。それは本来、国から独立したものでなければいけない。そこのところができていないことが大きな問題なのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか？

法務省

パリ原則に基づいた、政府から独立した人権擁護機関が必要だという御意見かと思えます。その点につきましては、従前から同様の御意見をいただいているところです。平

成14年頃出しました人権擁護法案でありますとか、24年に出しました人権委員会設置法案、これなどでいろいろな議論をいただいておりますので、そういった議論を踏まえて、慎重に、検討しているところでございますが、まだ具体化はできていないという状況であります。

古賀座長

オンブズパーソン制度をとっている自治体もございますし、やはりいじめは心理的問題だけではないと思います。権利や人権の問題、もっと言いますと裁判や法律の問題としても考えるべき時代に来たと思います。

清永構成員

相談体制がなっていないですとか、これはいじめではないんじゃないかというような対応があったということは、つまり、いじめというものの定義が揺らいでいるのではないかと思いますので、前回申しましたが、もう一度言葉の定義というのをしっかりし、共有するということが大事だと思います。

古賀座長

ちょっとフォローするのですけれども、私もそう思うのですが、いじめという言葉が非常に簡単に使われていて、何でもいじめになってしまいそうな傾向があって、逆に言うと、いじめを感じる時が多様に存在することで、いじめ恐怖症のような状態に陥っている子供たちを見ることも結構あって、この辺がさっき出てきたコミュニケーションをよりよくするという問題とどう重ね合わせて進んでいけるのかと考えていただく必要があるかなと思います。

ですから、対策は大丈夫なのですが、対策と同時に、その手前にある人権意識やコミュニケーション能力を育成するということが並行していかないと、対策の過重な重さに子供が潰れていく。非常に強い言い方で申しわけないですけれども、そんな気も一面でいたします。

ということで、もう一つの議題だけ何としてもやりたいのですけれども、被害防止のための教育についてどうでしょうか。どなたか御意見、御質問はいかがでございましょうか。情報モラルの教育など。

藤川構成員

何度も発言して申しわけないのですけれども、情報モラルについては、内閣府の別の会議でも相当議論しています。いろいろな犯罪被害が減っている中で、ネットに起因する被害というのは増加傾向で、ようやくこの1年ぐらい横ばいになったのですけれども、高どまりというところがございます。

これについてはスマートフォンの普及というのが大きくて、SNSの利用が増え、その中で日本のこれまでの国内ルールに従わない海外事業者のサービスが大きく使われ、特にツイッターというサービスで全体事案の半分ぐらいが起きているという現状があります。ですから、これも官民挙げて対応していかなくてはいけないところだと思います。つまり、児童買春を助長するような投稿がツイッター上で放置されているような現状でございまして、こういったものに対して有効な対策が今とれていないということで犯罪被害が増えております。

ですから、教育はもちろん大事なのですが、こういった現状を改善しつつ、実効性のある教育を質の評価をしっかりとしながらやっていくということが必要で、これも何度も言っているのですが、文部科学省においては情報モラル教育の質についての自己評価を取り入れていただきたいと思います。

古賀座長

私のほうから言うのもなんですが、被害防止という資料を読んでいますと、ここ何日かの間に起きたさまざまな事件がどんどん思い浮かぶわけなのです。交通事故のこともございましたし、先日は予測不可能な（登戸での）犯罪行為もございました。子供たちというのは被害を受けやすい側面を持っているのかな、弱い立場かなということを改めて感じますし、同時に、ここは非常に難しいことですが、子供による加害行為もあるわけですね。ですから、こういった両面を見ながら検討しなければいけないこともあるのだなということを改めて思います。

それから、今回触れられませんでした。震災のような大規模防災の問題も、これは実はもう日本の場合、どこの地域でも考えておかなければいけない課題で、子供のころから知っていないといけないことがたくさんだと思います。今回、ちょっとそれに触れる時間はありませんが、そういう資料も出ておりますので、また後で御意見があればお願いしたいと思います。

清永構成員

犯罪からの被害防止に関してですけれども、3点だけ申し上げます。

1つは、子供自身に自分を守る力をつけるということなのですが、予測と回避だけではだめだと。やはり克服という言葉も入れなければならないのではないかと思います。そのプログラムは既にできていると言ってもいいと思います。それを責任を持って誰がどう教えるのか、実現するのかというところが大事なと思います。それはやはり組織的にやらなければならない。

例えば静岡などでは、県のくらし・交通安全課が教える人、教員のような地元のボランティアを育て、その方々が教育委員会を通して学校現場で教育を行うというような組織ができています。そのように危機を予測するだけでなく、克服する力というのを

体験的に教える事業を静岡はやっているのですが、そういったことを組織的に行う必要があると思います。

2点目、それに伴い、教員自身にも防犯講習会が80%なされていますけれど、その内容がどのような講習内容なのかという所が大切なのではないかと思います。つまり、教師自身にそのとき子供をどう守ればいいのか。そして、前兆事案、前兆のようなものをどう捉えて未然に防ぐことができるのかといったような、前兆を読み取るような力まで含めた教育を教員自身にする必要があると思います。実際にそのようなことをしている県も、愛知や静岡でもございます。私どもが静岡県の教員対象に行った調査では90%の先生方が「できることならば安全教育をだれかにやってもらいたい」と回答しています。大事な事とは思っていても、先生方は大変多忙です。ですので、安全教育や子どもの見守りを教員のだけの負担にするのではなく、地域の教育ボランティアなども一緒に行えるような、アウトソーシングできるような形を作って、教員とともに地域の方々が教えるというような仕組みを組織的に作る必要があると思います。

3点目ですが、こういった事件が起きた後というのは、恐らくそれぞれのところで緊急総点検というのをしていると思いますが、かなりばらつきがあるのではないかと、しているところとしていないところがあるのではないかと、思います。ですので、ばらつきがあってはだめと。やっていなかったところに必ずそういったような被害は向かっていくと思いますので、例えば今回の事件のようなバス停ですとか、そういったスポット的なところでしたら今ならすぐに簡単にできると思いますので、緊急的な総合点検をできるかどうか。そして、そういった点検ができるような力を地域と先生方にもつけることが必要だと思えます。

奥山構成員

前回、政策をやって、PDCAサイクルを回すためには効果判定が必要だと言ったのですが、省庁のほうのアンケートには自己評価しか書かれていなくて、実際に中身の効果判定がどうなっているのかが見づらくなっていると思います。やはり「事業等を何件やりました」が自己評価になってしまっています。「自己評価」という書き方だったら仕方ないと思います。本来の効果判定はどうなっているのかというのをぜひ省庁のほうにお聞きいただきたいと思います。よろしくお願いします。

古賀座長

この点は、実は事前に話し合いを事務局とするときもお話ししておきまして、可能な範囲でそうした評価のあり方についてもお話しくささいということは各省庁にお伝えしておいたと思います。ただ、いろいろなケースがあって、中身によってはなかなか評価に適さないというか、難しい部分もあると思いますが、そのように御検討はいただいているかと思えます。各関係省庁、また続けてよろしくお願ひいたします。

それでは、大変長時間お疲れさまでございました。
事務局のほうから連絡事項がございましたら、ぜひお願いいたします。

谷口調査官

事務局から御連絡いたします。

次回会合でございますが、既に御案内しております6月19日水曜日の午前10時からとなっております。大綱の項目では、「全ての子供・若者の健やかな育成」のうちの残りの2つ、「若者の職業的自立、就労等支援」「社会形成への参画支援」が主な議題となる予定でございます。開催案内につきましては、後日送付させていただきます。

また、次々回以降の日程調整につきましても御連絡をさせていただいているところがございますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事要旨につきましては、案が作成でき次第、先生方に送付させていただきますので、御確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

古賀座長

それでは、議事要旨の検討をする中で、また御質問、御意見等ございましたら、メールで事務局へお送りいただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。これで終了させていただきます。